

公立大学法人宮崎県立看護大学

令和6年度 業務実績評価書

令和7年8月

宮崎県地方独立行政法人評価委員会

目次

1	評価の基本的な考え方	・・・ 1
2	評価の結果	
	(1) 項目別評価	
第1	大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置	・・・ 2
第2	業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置	・・・ 4
第3	財務内容の改善に関する目標を達成するための措置	・・・ 5
第4	自己点検・評価及び情報の提供に関する目標を達成するための措置	・・・ 6
第5	その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置	・・・ 7
	(2) 全体評価	・・・ 8

1 評価の基本的な考え方

宮崎県地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）は、地方独立行政法人法附則（令和5年6月16日法律第58号）第3条第3項の規定により、なお従前の例によるものとされた改正前の同法第78条の2第1項の規定に基づき、公立大学法人宮崎県立看護大学（以下「法人」という。）の令和6年度における業務の実績について、以下の基本方針等により、法人の作成した業務実績報告書を検証し、その結果を踏まえて評価を実施した。

(1) 評価の基本方針

- ① 大学の教育研究の特性及び大学の自主性・自律性に配慮しつつ、法人の業務運営の充実・改善に資するものとする。
- ② 評価に関する一連の過程を通じて、法人の教育及び研究並びに組織及び運営の状況を分かりやすく示し、社会への説明責任を果たしていくものとする。
- ③ 本県における看護教育・研究・研修の中核機関として、法人が実施する地域社会と連携した取組等について、積極的に評価を行うものとする。
- ④ 次期中期目標及び中期計画の検討・推進や法人の組織及び業務運営の見直し検討に資するものとする。

(2) 項目別評価

評価委員会は、次の項目ごとにVからIの5段階で評価を行うとともに、高く評価する点や、中期計画の達成に向けて取組を強化すべき点等について意見を記述する。

- 第1 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置
- 第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置
- 第3 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置
- 第4 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標を達成するための措置
- 第5 その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置

< 5段階 >

評価区分	評価内容
V	中期計画の達成に向けて年度計画を上回る実施状況にある
IV	中期計画の達成に向けて年度計画を順調に実施している
III	中期計画の達成に向けて年度計画を概ね順調に実施している
II	年度計画を十分には実施できていない
I	年度計画を大幅に下回っている

(3) 全体評価

評価委員会は、項目別評価の結果を踏まえ、当該事業年度における業務実績全体についての総合的な評価を記述する。

また、必要がある場合は、法人に対する業務運営の改善その他の勧告事項を記述する。

2 評価の結果

(1) 項目別評価

第1 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置

① 評価結果及び判断理由

ア 評価結果

Ⅲ	中期計画の達成に向けて年度計画を概ね順調に実施している
---	-----------------------------

イ 判断理由

法人の小項目評価では、全 48 項目のうちA評価が6項目（12.5%）、B評価が42項目（87.5%）であった。

評価委員会で検証したところ、中期計画の数値目標である学生の授業内容満足度調査（目標 80%）が 94.3%、学部卒業生の県内就職率（目標 50%以上）が 37.3%、助産師課程（別科）の県内就職率（目標 80%）が 80%、国家試験合格率（目標 100%）が看護師 97%、保健師 100%、助産師 100%であり、一部達成できていない項目はあるが、教育・研究・地域貢献に関する活動について概ね計画どおりに実施されていること等から総合的に判断し、評価については「Ⅲ」に相当すると認められる。

② 高く評価する点や、中期計画の達成に向けて取組を強化すべき点等

《教育に関する目標を達成するための措置》

（教育の内容）

- 学生の円滑な学修の促進のため、入学生の基礎学力状況を把握し、学内で情報共有した上で、きめ細やかな学修支援に取り組んだほか、3年次の科目「キャリアデザインⅡ」において、県内医療機関へのインターンシップ等に学生を参加させ、医療機関の教育体制を知ることによって今後のキャリア形成につなげるなど、入学から卒業後まで見据えた学生の主体的な学修・キャリア教育の整備に取り組んでいることは評価できる。
- 学生の授業内容満足度調査について、5段階評価の上位2項目（「強く思う」「そう思う」）の割合が 94.3%であり、目標の 80%を上回っていることは評価できる。

（教育の実施体制）

- 大学における学修や研究活動を支援するため、図書等の収集の方針や基準などを定めた「附属図書館蔵書構築方針」を策定したことは評価できる。今後も学生や教職員の学修・教育・研究環境を充実させる取組を継続してほしい。

(学生の確保)

- 意欲ある学生を確保するため、学校推薦型選抜のうち「一般推薦」を「みやぎの医療枠」に名称変更するとともに、推薦制度の要件を本人だけでなく保護者についても確認する仕組みを構築するなど、県内看護職者の確保という入試区分の目的をさらに明確化したことや、オープンキャンパスでの公開講義や個別相談会、Instagram を活用した大学情報の発信など、幅広い入試広報活動に取り組んでいることは評価できる。大学の魅力発信を積極的に行い、学生の確保に取り組んでほしい。
- 看護職の魅力若く若い世代に伝えるため、小学6年生を対象としたサマースクールを実施したことは評価できる。将来に向けて多くの子どもたちに看護職や大学へ興味を持ってもらうため、引き続き取組を進めてほしい。
- 大学院における保健師養成課程について、学部生を対象としたオープン研究室を実施したことは評価できる。将来に向けた地域の安定的な保健師人材の獲得・定着につなげるため、県や関係自治体とも連携しながら、学生の確保や県内就職のための取組を推進してほしい。

(学生支援)

- 国家試験対策として模擬試験を行うとともに、新たに外部講師による試験対策講義を実施したほか、模擬試験の結果等を踏まえ教員間で連携して個別面談や学修支援を行うなど、学生の意向や状況を踏まえながら指導していることは評価できる。
- 県内就職率の目標達成に向け、学年に応じたキャリア教育や就職ガイダンスの早期実施、県内医療機関合同就職説明会など、県内就職に向けた意識醸成を計画的に実施していることは評価できる。今後も学生への意識付けや県及び関係団体との更なる連携強化を図るとともに、これまでの対策の成果を評価分析し、県内就職促進のため取り組んでほしい。また、県外に就職した卒業生が帰県を希望した際の県内就職相談や、卒業生向けの県内医療機関情報の発信など、卒業生へのUターン支援体制の強化にもさらに取り組んでほしい。
- 別科助産専攻課程において、丁寧な指導やサポートの結果、助産師国家試験及び新生児蘇生法Aコースにおいて合格率 100%を達成したことや、県内の助産師や産科医師による講義を行い、県が抱える性感染症や人工妊娠中絶率などの課題等について考える機会を設けるとともに、実習等を通して県内産科医療機関の意義や魅力を伝え、県内定着の促進を図っていることは評価できる。

《研究に関する目標を達成するための措置》

- 科学研究費助成事業の獲得に向け、学外講師による研究集談会を実施したほか、学内での早期の情報提供や申請サポート、外部機関による添削サービスの利用拡大など、教員への支援体制の充実を図っていることは評価できる。

- 学術集会における研究成果の発表及び受賞など、学内の研究活動の活性化を図り成果につなげていることは評価できる。引き続き、研究活動の推進及び外部資金の確保に向け、意欲的に取り組んでほしい。

《地域貢献に関する目標を達成するための措置》

- 特定行為研修を組み込んだ教育課程の令和9年度開設に向け、担当教員の特定行為研修への派遣や臨床実習医療機関の確保等、計画的に準備を進めていることは評価できる。
- 地域貢献等研究推進事業において、関係団体と連携した出前講座「出張！ひむかアカデミア」を22回実施したほか、県及び宮崎大学と共同で子宮頸がんに関する実態調査を行い、調査結果の周知や予防啓発活動を実施することで、宮崎県におけるHPVワクチン接種数の増加に寄与するべく取り組んだことは評価できる。今後とも地域や自治体のニーズを的確に把握する機会を設けるとともに、大学の研究成果や人的資源を生かした取組を実施してほしい。

第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置

① 評価結果及び判断理由

ア 評価結果

IV	中期計画の達成に向けて年度計画を順調に実施している
----	---------------------------

イ 判断理由

法人の小項目評価では、全9項目のうちA評価が1項目（11.1%）、B評価が8項目（88.9%）であった。

評価委員会で検証したところ、研究不正防止のための取組に大学全体で取り組んでいること、将来にわたって安定的に運営できるよう、新たな教員評価方法の策定や教職員面接等による業務実態の把握により、適正な人事配置に向け対応していることなどを総合的に判断し、評価については「IV」に相当すると認められる。

② 高く評価する点や、中期計画の達成に向けて取組を強化すべき点等

- 教職員と事務局が協力して研究不正等の防止のための点検と再整理を行い、学内組織の規程改正を行うなど、研究不正の根絶に向けた実効性のある対策に取り組んでいることは評価できる。生成AIの適切な利活用の方法等も模索しながら、効果的な業務改善に取り組んでほしい。また、人事の適正管理等については、将来に渡って必要な人材を確保できるよう引き続き検討を進め、具体的な対策に取り組んでほしい。

第3 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置

① 評価結果及び判断理由

ア 評価結果

IV	中期計画の達成に向けて年度計画を順調に実施している
----	---------------------------

イ 判断理由

法人の小項目評価では、全5項目のうちA評価が1項目（20.0%）、B評価が4項目（80.0%）であった。

評価委員会で検証したところ、勤怠管理システムの導入により、出退勤の管理等に係る事務の効率化を図ったことや、大学全体で光熱水費等の経費削減に取り組んでいること等を総合的に判断し、評価については「IV」に相当すると認められる。

② 高く評価する点や、中期計画の達成に向けて取組を強化すべき点等

- 勤怠管理システムの導入により、出退勤の管理及び教職員の休暇等申請事務の効率化を図るなど、労務管理に掛かる事務手続きの省力化が図られたことは評価できる。引き続き、DXの推進やアウトソーシング等、さらなる効率化に向け検討してほしい。
- 授業料等の納付について、計画的な納付指導により全額納付されていることや、学内用Webサイトに毎月の光熱水費の使用状況を掲載し、大学全体で省エネに関する意識醸成を図っていることについて評価できる。大学の施設設備については、物価高の影響も踏まえた計画的な改修を行うとともに、地域の活用希望に応えるべく、講義室の貸出し等の一般利用をさらに推進してほしい。

第4 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標を達成するための措置

① 評価結果及び判断理由

ア 評価結果

Ⅲ	中期計画の達成に向けて年度計画を概ね順調に実施している
---	-----------------------------

イ 判断理由

法人の小項目評価では、全3項目がB評価であった。

評価委員会で検証したところ、令和5年度業務実績評価における評価内容を基に、令和7年度計画を適切に策定したほか、ホームページのリニューアルに向け新しいプラットフォームの設計を行うなど、総合的に判断し評価については「Ⅲ」に相当すると認められる。

② 高く評価する点や、中期計画の達成に向けて取組を強化すべき点等

- 県内就職に向けた意識醸成のためのさらなる取組や、将来を見据えた大学運営組織体制の整理など、令和5年度業務実績評価を踏まえた内容で令和7年度計画を策定している。次回の大学機関別認証評価[※]等も見据え、引き続き評価結果に基づいた改善に取り組んでほしい。
- ホームページのリニューアルについて、学生や外部の方が使いやすいよう必要な改修を行い、利便性の向上に努めるとともに、Instagramをはじめとする各種広報媒体の利活用を促進し、大学の魅力発信に取り組んでほしい。

※ 大学機関別認証評価

学校教育法に基づき、国公私大学等は、文部科学大臣の認証を受けた評価機関による第三者評価を7年以内に1回受けることを義務付けられている。大学等の教育研究の質の担保を図り、大学等の組織運営や教育研究活動等の状況を定期的に確認するため平成16年度から導入されている。

第5 その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置

① 評価結果及び判断理由

ア 評価結果

IV	中期計画の達成に向けて年度計画を順調に実施している
----	---------------------------

イ 判断理由

法人の小項目評価では、全5項目がB評価であった。

評価委員会で検証したところ、防災マニュアル等に基づいた備蓄品の配備や関係団体との協議を行い、災害時を想定した危機管理に努めていることや、ハラスメント防止に関する説明冊子の作成・周知、アンガーマネジメント研修によるコンプライアンス意識の向上など、安全かつ充実した大学運営を行うための取組を実施していること等を総合的に判断し、評価については「IV」に相当すると認められる。

② 高く評価する点や、中期計画の達成に向けて取組を強化すべき点等

- 非常時に備え災害用備蓄品の適切な配備を行うとともに、指定避難所としての在り方について宮崎市赤江地域センターと協議を進めるなど、防災マニュアル等に基づいた危機管理体制の構築に努めていることは評価できる。今後とも、学内の危機管理体制の強化やコンプライアンス意識の向上を図ってほしい。
- 情報セキュリティ対策については、教職員はもちろん学生に対しても、継続して情報セキュリティポリシーの周知や研修会の実施、標的型攻撃メール訓練等により、十分な注意喚起に努めてほしい。

(2) 全体評価

① 総合的な評価

県立看護大学は平成9年に開学。平成29年度から公立大学法人宮崎県立看護大学として、「地域社会と連携し、本県の保健・医療・福祉の充実に貢献する大学」を目指しており、自主的・自律的な大学運営に取り組んでいる。令和6年度は第2期中期計画期間（令和5年度～令和10年度）の2年目であり、学長が掲げる「地元創成看護（地元宮崎を看護によりて創り成す）」の理念のもと、評価委員会における意見等を踏まえながら、教職員が一丸となって教育研究等の更なる向上や大学運営の充実・改善に取り組んでほしい。

大項目第1に関しては、年度計画を概ね順調に実施しており、主な成果としては、意欲ある学生の確保のため学校推薦型選抜の「一般推薦」の名称変更を決定したこと、小学生向けにサマースクールを実施するなど、看護職の魅力発信に取り組んだこと、学術集会における研究成果の発表及び受賞など、意欲的な研究活動を行っていること、子宮頸がんに関する調査や予防啓発により、宮崎県におけるHPVワクチン接種数の向上に取り組むなど、地域貢献のための取組を実施していること等が挙げられる。

一方、中期目標・中期計画において掲げられている県内就職率について、令和6年度の実績は昨年度の実績を下回る37.3%で、目標の50%以上に届いていない。コロナ禍の影響や進学者数の増加など複合的な要因があると考えられるが、将来に向けて宮崎県の看護人材を確保するため、県内就職に対する学生の意識醸成や県及び関係団体との連携強化を図るとともに、卒業生へのUターン支援体制をさらに強化するなど、県内就職促進に向けて効果的な対策に取り組んでほしい。

大項目第2から第5に関しては、年度計画を順調または概ね順調に実施しており、主な成果としては、学内規程の改正など研究不正防止のための対策に取り組んでいること、勤怠管理システムの導入による事務の省力化を図っていること、令和5年度業務実績評価に基づく学内体制の改善を行っていること、災害用備蓄品の計画的な配備や指定避難所に係る関係団体との協議など、災害時を想定した危機管理体制の構築に努めていること等が挙げられる。

総合的には、一部改善の余地があるものの多くの項目で年度計画を達成できていることから、令和6年度の業務実績は概ね順調に進捗していると認められる。引き続き、中期目標・中期計画の達成に向け、着実な業務の推進とその成果に期待する。

② 業務運営の改善その他の勧告事項

改善勧告を要する事項はない。